平成２５年（フ）第３９号
富山県射水市三ケ3296番地　松岡正一方、開始決定時の住所富山県高岡市下麻生伸町859番地232
破産者　間嶋　正恵
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２２８号
長野市新諏訪１丁目24番34号
破産者　飯塚　善久
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
愛知県小牧市藤島町梵天168番地６、開始決定時の住所愛知県小牧市藤島町居屋敷249番地
破産者　田中　定典
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０８号
愛知県瀬戸市苗場町162番地の２　ロイヤルビレッジ山甚106
破産者　加藤冨士夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２７号
愛知県長久手市岩作北山40番地３　シャムロック311号
破産者　小川　浩司
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
堺市南区三原台１丁３番20―203号
破産者　福井鉄工所こと　福井　慎仁
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
堺市西区浜寺石津町西１丁３番21―301号
破産者　長田　勝利
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
奈良県大和郡山市九条町603番地４、開始決定時の住所奈良県大和郡山市九条町416番地13
破産者　児嶋　弘和
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８８３号
北九州市小倉南区徳力６丁目11番８号
破産者　安永　　茂
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４６号
北九州市門司区東門司２丁目７番８号
破産者　池本　千春
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋515番地３
破産者　木村　　猛
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５号
兵庫県尼崎市西本町７丁目９番地
破産者　今井　昭雄
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１７号
広島県尾道市美ノ郷町三成3001番地
破産者　東風上清剛
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
香川県善通寺市生野町2882番地　県営善通寺団地１棟306号、破産手続開始決定時の住所香川県善通寺市木徳町1182番地１
破産者　前谷　聖二
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３５０７号
大阪府守口市金田町３丁目19番５号
破産者　今江　佳之
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３４号
大阪府東大阪市中石切町４丁目４番14―101号
破産者　伊豆丸愛子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４２号
大阪市西成区長橋３丁目６番７―205号
破産者　金子　寛之
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５３号
大阪府寝屋川市太秦元町21番７―302号
破産者　松本　一宏
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５５号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目４番５号　久宝寺ヴィラ405号
破産者　宮村真理子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部